

角田市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年3月19日

角田市監査委員 南 部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

写

角 監 第 34 号
平成29年10月10日

角田市長 大友喜助 殿

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等及び出資団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

ついては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納その他の事務の執行の監査)及び出資金の監査(同項の規定に基づく角田市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体の監査)

2. 監査の対象

- (1) 財政援助団体：公益社団法人角田市シルバー人材センター
公益社団法人角田市農業振興公社
- (2) 出 資 団 体：公益社団法人角田市農業振興公社

3. 監査実施の日

平成29年9月27日(水)

4. 監査の範囲

- (1) 角田市が平成28年度において、財政援助団体等に対して交付した補助金等に係る出納及びその他の事務(収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等会計処理及び証拠書類の整備等)並びに事務・事業の計画・実施状況等。
- (2) 角田市が出資団体に対して交付した出資金の会計経理及び財産管理の実施状況等。

5. 監査の方法

事前調査のために予め提出を求めた調書資料及び監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類に基づき、財政援助に係る補助金等の交付申請等の事務処理、事業の計画・実施及び効果や、出資金目的に沿った事業運営が行われているか等を「関係法令等の諸規定との整合性」及び「会計処理の適正性」に主眼を置いて精査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により実施した。

6. 監査の結果

(1) 財政援助団体

財政援助に係る補助金等に係る出納その他事務の執行については、概ね適正に処理されていると認めた。なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、団体所管課及び財政援助団体の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。

(2) 出資団体

出資金の会計経理及び財産管理の実施状況等については、概ね適正に処理されていると認めた。

(3) 団体所管課

① 社会福祉課

特に問題なく、指導監督も適切に行われていることを確認した。

② 農政課

公益法人移行後最初の監査であったので、改めて出資団体の経営状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか確認したところ、一部改善・検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。